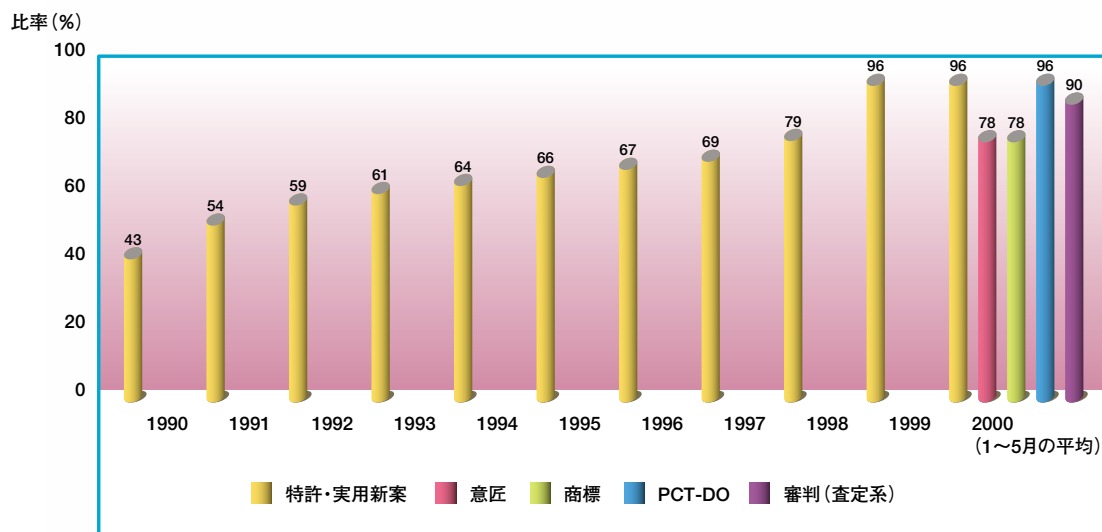


こうした、特許・実用新案に関するペーパーレス計画に加え、2000年1月より、意匠、商標、査定系審判、PCT国際特許出願の国内段階の各手続についても、電子化を達成するなど、完全ペーパーレス化に向けて、着実に歩を進めている。

オンライン化率は、特許・実用新案登録出願の96%を筆頭に、2000年から受付を開始したばかりのPCT国際特許出願に係る国内移管手続の95%、査定系審判請求の90%、意匠、商標で約80%を占めるなど、我が国のペーパーレス計画は着実にユーザーに浸透している。

オンライン申請率の推移



(注) オンライン申請率の推移は各年平均を示す。なお、2000年分は1～5月の平均を示す。

一方、ペーパーレス計画開始から16年が経過し、インターネットや電子メールの爆発的普及、海外への特許出願の急増、WIPOや日・米・欧三極特許庁間でのグローバルな情報技術（IT）化の議論の活発化など、ペーパーレス計画開始当初には想定し得なかった速さで情報化・グローバル化が進展している。特許庁は、こうした情報化・グローバル化社会の進展を踏まえ、引き続き、真の電子特許庁の実現を目指していく。

①完全ペーパーレス化の推進

特許・実用新案・意匠・商標等の電子出願が実現したとはいえ、当事者系審判、異議申立手続、及び、PCT国際出願受理手続等、ペーパーレス化が未だ図られていない手続が依然として存在するなか、電子情報と書面とが混在することによる手続の煩雑さ、非効率さを解消するために、引き続き、特許庁手続の完全ペーパーレス化を目指す。

②高度情報化社会への対応

高度情報化社会の進展を踏まえ、一層のユーザーインターフェースの向上、柔軟性・拡張性の確保、内外との情報交換の円滑化に向け、昨今の電子商取引技術を積極的に採用しつつ、現行ペーパーレスシステムの国際標準化を目指す。